

国民年金保険料は 前納・早割がお得です

問合せ 国保ねんきん課 本庁仮設庁舎西棟 1階 ☎33-4105
八代年金事務所 ☎35-6143

早割とは

通常の口座振替は翌月末の引落としですが、当月末に引落としをすると、早割という保険料の割引が受けられます。割引額は月々50円で、2カ月目以降が割引対象です。

早割を申し込むと、翌月末の初回口座振替時のみ2カ月分の保険料（初回分：従前の保険料と2回目分：50円割引の保険料）が引落としになります。

希望する場合は、年金事務所に申し込みください。

【通常の口座振替】



【早割の口座振替】



※目安として、平成30年度の保険料 月16,340円で表示しています。

前納とは

2年前納

2年度分（4月分～翌々年3月分）の保険料を、初年度当初の4月末までに納める方法です。

1年前納

1年度分（4月分～翌年3月分）の保険料を、年度当初の4月末までに納める方法です。

半年前納

年に2回、半年分ずつ前払いする方法です。4月分～9月分を4月末までに、10月分～翌年3月分を10月末までに納めることになります。

納付方法には納付書払いとクレジットカード払い、口座振替がありますが、口座振替にすると、さらに割引があります。

納付方法	納付書・クレジットカード	口座振替
2年前納	14,420円割引	15,650円割引
1年前納	3,480円割引	4,110円割引
半年前納	800円割引	1,110円割引

※割引額は、保険料額により決定します。上は平成30年度の割引額です。

手続きと納付方法

納付書

4月中までに年金事務所での手続きが必要です。任意の月から翌年度末までの前納も可能です。手続き後、納付書が送付されますので金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで支払ってください。

※納付額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

クレジットカード・口座振替

新規で希望する場合は、2月末までに年金事務所に申し込みください。2年前納、1年前納は4月末日に、半年前納は4月末日と10月末日にそれぞれ引き落とされます。

国民年金保険料には免除制度があります

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、障がいを負ったり、亡くなったりしたときに、障害年金や遺族年金が支給されないことがあります。保険料は毎月忘れずに納めましょう。所得が少ない、失業したなどの理由で保険料を納めるのが難しい場合は、世帯の所得に応じて保険料の全部または一部の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」がありますので、相談ください。